

留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費） 語学能力に関する要件について（2019 年度より）

2019 年度から次のとおり日本語能力又は英語能力に関する要件を追加します。（※留学生別科、準備教育課程、日本語教育機関在籍者は除く。）

【日本語】

- 日本語能力試験(JLPT)において N2レベル以上に合格した者
- 日本留学試験(EJU)の日本語科目(読解、聴解及び聴読解)の得点が 200 点以上である者
- 機構が別に認める語学水準以上である者：
 - ・ BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上である者
 - ・ 日本語を主言語として後期中等教育(高校レベル)において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - ・ 日本語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
 - ・ その他の日本語の語学試験の成績により JLPT の N2相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者(試験実施団体が示す対照表等により JLPT の N2レベル以上と確認できる場合)
 - ・ 学校が JLPT の N2相当以上の日本語能力を有していると判断できる者(※注)

【英語】

- CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)において B2レベル以上であると認められる者：
 - ・ TOEFL iBT 72 点以上、IELTS 5.5 以上、TOEIC L&R 785 点以上等
 - ・ 文部科学省発表「各資格・検定試験と CEFR との対照表」において、CEFR と各種語学試験等のスコアとの対照表を参照の上、語学力が CEFR B2レベル以上であることをご確認ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402610.htm
 - ・ 上記対照表に含まれない試験については、他機関等が公表している対照表やエビデンス等によって CEFR B2 以上の英語能力が確認できる者
 - ・ 英語を主言語として後期中等教育(高校レベル)において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
 - ・ 英語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
 - ・ 学校が CEFR の B2 相当以上の英語能力を有していると判断できる者(※注)

※注： どのように確認したかを書面にて記録し、学校で保管すること(機構が提出を求める場合がある。)